

令和 8 年 6 月 29 日

丹波市議会議長 谷水 雄一 様

総務文教常任委員会
委員長 広田 まゆみ

委員会行政視察報告書

本委員会において実施した行政視察について、視察結果を別紙のとおり、丹波市議会基本条例（平成23年丹波市条例第47号）第19条の規定により報告します。

- 1 視察日程
令和8年4月23日（木）
- 2 視察先及び視察内容
福井県敦賀市
「指定管理制度について」
- 3 視察者
委員長 広田まゆみ
副委員長 東坂 範雄
委員 須原 弥生、太田 一誠、大垣 利明、奥村 正行、
西本 嘉宏、吉積 毅、家田 優樹
- 4 同行者
財務部長 清水 徳幸
- 5 随行者
議会事務局 局長 荒木 一
議事総務課副課長兼総務広報係長 足立 真澄
- 6 視察の概要
(1) 敦賀市の概要
敦賀市は、福井県の中央に位置し北に敦賀湾口を開いて日本海に面し、他の三方は山岳が連なり、敦賀湾と平野部を囲んでいる。
東西約14km、南北約26km、面積は251.41平方km（令和元年7月1日現在）で若狭湾に大きく張り出た敦賀半島と54kmに及ぶ海岸線が敦賀湾を日本海の風や波浪から防ぎ、天然の良港を形成している。
日本三大松原の一つに数えられる気比の松原は、敦賀湾の最奥部に位置し、海とのすばらしい景観を織り成している。
人口は令和8年4月30日現在、61,213人。議員定数は22人である。常任委員会は、総務民生8人、産経建設7人、文教厚生7人、予算決算21人（議長を除く全員）で構成している。
(2) 事業概要
指定管理制度は、地方公共団体が設置する公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上、経費の節減等を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的として導入されたものである。
指定管理者制度は、令和6年1月1日現在で17の施設に導入している。敦賀市では、より円滑な制度導入及び適正な運用に資するため、令和2年12月に「指定管理者制度運用ガイドライン」を策定された。
ガイドラインは、指定管理者制度の導入・運用実態を踏まえた上で、住民サービスの質の向上、経費の節減といった制度導入の目的をより達成で

きるよう、適宜見直しが行われている。

(3) 取組の特徴

ア 指定管理者候補者選定時の公平性・透明性の担保について

選定委員会の委員は6名を基本とし、1名が市担当部門、他5名は外部委員で構成している。委員会は選定後に市長に答申を行い、その後に選定事業者だけではなく、全ての応募事業者の評価点をホームページで公表している。

イ 評価の方法と公平性・透明性について

評価委員会は5名であり、全て外部委員で構成している。

評価は、指定管理者による自己評価、施設所管課による評価、評価委員会による確認という構造で実施されている。それぞれAからDの4段階評価を行い、自己評価と所管課評価に乖離がある場合には、評価委員会が実地調査やヒアリングを通じて内容を精査し、最終的な評価を行っている。さらに評価は、業務の履行状況やサービスの質に加え、経営母体の財務状況を含めた継続性の確認を重視しており、施設運営のみならず運営主体の持続可能性まで評価の対象としている。評価結果については、評価点をホームページで公表している。

また、指定管理者の評価については、過去の事例から指定管理者が安定的継続的な管理運営業務が実施できるかを点検するために、指定管理者の経営母体の財務状況の確認も行っており、その結果を「適」・「否」で評価している。つまり、施設の管理運営状況と財務状況の両面から評価を行っている点は丹波市にはない視点であった。

ウ 納付金について

納付金は、指定管理者の利益を公共に還元し、公の施設としての公平性および制度への信頼性を確保するための仕組みとして位置づけられている。一方で、対象施設や基準は一律ではなく、施設の収益性や性質に応じて個別に判断されている。

納付金の算定方法についての基本的な考え方は「(収入－支出)×1/2」であり、利益の半分を公共に還元する仕組みとなっている。ただし、福祉施設については余剰金から100万円を控除した上で残額の1/2を納付する仕組みとなっており、市営駐車場については変動納付金方式が採用されているなど、施設ごとに調整が行われている。

また、納付金の基準はガイドラインに明示されておらず、指定管理者との協議により決定されている。募集要項においては「1/2以上」といった提案も評価対象となっており、柔軟な制度設計がなされている。

(4) 所感

丹波市でも令和7年度に初めて納付金を納付した事業者があったが、納付率等の基準についてはガイドラインに明記されておらず、他市の状況を調査する必要性を感じていた。

今回の敦賀市では、原則としては余剰額(収入－支出)に1/2を乗じた額が納付金となるとしており、かなりハードルは高く思えたが、令和7

年度では5団体が納付金を収めている実績があった。

また、例外として、福祉施設では余剰金から100万円を差し引き、なお余剰が生じた場合に、その額の1/2を乗じた額となることや、市営駐車場では、募集要項において基本納付金と変動納付金を設定しているなど柔軟な運営をされていた。

敦賀市でも施設ごとに特性が異なる点を配慮して、一律にガイドラインに基準は明記されていないとのことであった。

また、評価の方法が指定管理者の自己評価と施設所管課からの評価を市から評価委員会に報告、委員会は実地調査や指定管理者と所管課からのヒアリング等を行い、まとめたものを市に提言するというように、書類審査に終わっていない点は意義があると感じた。

7 まとめ

今回の行政視察において、指定管理者の選定と評価、納付金等において、ガイドラインに基づき、機能していることの重要性を再認識した。また、中間評価などにより運営の質と持続性を担保し、その成果として生じた利益を納付金として公共に還元することなど明確にすべきで、以下の3点を記す。

- (1) 指定管理者選定委員会および評価における公平性・透明性確保は重要であり、ホームページで評価のすべてを公表することは市民の信頼につながる。
- (2) 評価委員会が権限を持ち、指定管理者の自己評価と行政の評価に併せて、実地調査やヒアリングをすることで、書面評価だけでなく、公平性や透明性を担保する。
- (3) 「納付金」について検討するうえで、「評価」と「選定」を連動させた制度設計に加え、納付金の目的と基準を明確にする必要がある。